

No.	質問	回答
1	プランの見直しは10月からとあるが、実際はいつからか？	3か月ごとのモニタリング時（令和元年10月から12月）に状態の確認を行い、身体介護の必要性がない場合は、翌月から基準緩和型サービスへの移行となります。
2	要介護から要支援となった利用者のプランは、介護予防相当サービスでよいのか。	身体介護の必要性がない場合は、基準緩和型サービスの利用となります。H28年10月から利用開始した方と同じ対応となります。
3	今回の見直しで、介護予防相当サービスから基準緩和型サービスへ移行する場合、サービス担当者会議は行わなければならないか。	今回の移行期間中に、介護予防介護相当サービスから基準緩和型サービスに移行する対象者のサービス担当者会議は不要とします。 （令和元年10月から12月にモニタリングを行い、翌月からプラン変更になる場合のみ） 令和2年1月以降の変更については、サービス担当者会議は通常通り必要です。
4	地域包括支援センターへ提出する様式が見直されて簡略化されるということだが、ケアマネジメントはこれまで通りなのか。	お見込みのとおりです。
5	基準緩和型通所サービスの送迎について、送迎がなくてもよいとなっているが、そのままなのか？	事業対象者、要支援1、要支援2の方が対象のため、本人の能力を生かすといった視点もあることから、必ずしも送迎が必要とは考えていません。
6	保護課や福祉課障害福祉担当へプランを提出する場合も、この様式になるのか。	ケアマネジメントA及びケアマネジメントBについて、以下の様式を提出してください。 保護課へは → 「サービス利用票（兼 介護予防サービス計画）」 福祉課障害福祉担当へは → 「介護予防サービス・支援計画書（A3版）」 （関係部局と調整済）
7	市は、利用者の利用終了（いわゆる「卒業」）を見込んでいるのか。	利用者の状態が改善すれば、利用終了となると考えています。

No.	質問	回答
8	直接的な身体介護がなくても老計第10号に沿っていれば身体介護という認識でいいのか。 また、老計第10号を通所介護においても適用するということか。	老計第10号の1-6は利用者の自立支援・重度化防止に資する取組みを利用者と共に行うことをケアプランに位置づけられたものであることが前提です。 老計10号の通知を参考にし、通所介護においても同様の取扱いとします。
9	基準緩和型訪問サービスの利用については、入浴見守り、掃除、買い物、調理（配膳含む）、洗濯、服薬確認、認知症（精神見守り含む）、外出支援のうち2項目以上該当という条件があったが、利用票だけでよいのか。	適正なアセスメントのもと対応いただいているものと考え、ケアマネジメントBであれば利用票のみとします。
10	基準緩和型サービス事業所が不足していると思われるが、基準緩和型サービスを受けていない事業所へのアプローチはどのようにするのか。	現在、事業所へのアプローチを行っているところです。
11	自立支援の考え方は、介護サービスや総合事業の利用だけとは思わないが、それはどのように考えるか。	サービス利用を前提とするのではなく、平成27年から地域包括支援センターに配置した生活支援コーディネーター等が情報収集した社会資源情報を有効的に活用いただくことを最優先に考えていただきたいと思います。
12	基準緩和になった場合のサービス担当者会議はすべきか。 福祉用具、デイケアが入っている場合のサービス担当者会議の必要性を教えてほしい。	変更が介護予防介護相当サービスから基準緩和のみであれば、今回の移行期間中であれば不要です。 (3と同様。)
13	今回の見直しは、現在利用の人のみか。新規の人は。	見直しの対象の方は、平成28年9月以前要支援1、要支援2の認定を受けていた方で、平成28年10月以降も引き続き介護予防相当サービスを利用している方です。
14	老計第10号に沿って、自立の為の見守りで身体介護を利用する場合、プランに明記する必要があるのか？また、老計第10号に沿ってとなると、介護予防相当サービスの利用が増えると考えられるが良いのか？	身体介護が必要な場合、プランに明記することが必要です。老計第10号の1-6は自立支援・重度化防止に資するものであることから、アセスメントをしっかりといただき、利用者の状況に応じ、サービスの変更をしていただく必要があります。

No.	質問	回答
15	人材確保の取り組みをされているという説明を受けたが、どのようになっているか。	基準緩和型訪問サービスの人材確保については、引き続き取り組んでいきます。基準緩和型サービスの訪問介護においては、今年度から新たに取り組む予定の事業所があります。確定次第お知らせします。 (市ホームページの事業所一覧でご確認ください。)
16	隔週でヘルパーより生活支援と身体介護を受けている場合、身体介護としてサービスを設定していいのか？	身体介護が必要である場合は、介護予防相当サービスの利用となります。
17	10月～12月に移行するということであるが、猶予期間があるのかどうか。モニタリングまでに移行しないといけないのか、それともモニタリングの時に話をして、それから調整していいのか。	猶予期間は設けていません。 10月から12月にモニタリングを行い、次月のサービスから変更となります。
18	10月から継続プランを作成する人は？	ケアマネジメントAであれば、今迄通り変更はありません。
19	12月モニタリングの人はいつまで待てるのか？	1月プランから変更となります。
20	基準緩和型サービスの対象者は、バスやタクシーで行かれる方もいるという説明であったが、自分でそういうところに行けないような人がほとんどと思うが如何か。	できるだけ本人の能力を活用した支援に努めていただき、自立した生活を継続できるよう助言等をお願いします。
21	入浴見守りも基準緩和型サービスとなっているが、自宅で入浴できない人もいます。	身体能力上、入浴ができないのであれば、身体介護が必要な方と思われませんが、入浴時不安だけでは基準緩和型サービスと考えております。
22	入浴なしで、5項目中、4項目該当で介護予防相当サービス（デイサービス）につないでいる人がいます。	モニタリングを行い、身体介護が必要かどうかで継続の要否を判断してください。
23	28年9月以前からデイサービスを使っている人がいます。超高齢（90歳超）で、いままでの介護予防相当サービスの利用で安定した生活ができていた。10年以上通ったデイサービスにも行けなくなる。	身体介護が不要と判断された方のことと推察します。 基準緩和型サービスや地域の資源にお繋ぎいただき、できるだけ本人の能力を活用した支援に努めていただき、自立した生活を継続できるよう助言等をお願いします。

No.	質問	回答
24	要介護や障害から要支援や事業対象者になる場合、介護予防相当サービスは使えないのか？	身体介護が必要な場合は、介護予防相当サービスの利用が可能です。
25	介護予防相当サービスから緩和型に変更する場合、レンタルを合わせて使っている予防支援の人の担当者会議はどうなるのか？ 経過措置という話であったが、経過措置の期間はいつまでか？	3と同様。
26	総合事業の見直しにかかるアセスメントの開始は10月ですが、12月アセスメントの方の変更プランスタートはR2年1月でよいでしょうか。	お見込みの通りです。
27	事業対象者で、身体介護が必要なケース。区分支給限度基準額を超えなければこれまで通り要支援2相当サービス（デイ週2回）利用が可能でしょうか。	事業対象者の支給限度額は5,003単位であり、要支援1相当です。要支援2相当のサービスの支給（10,473単位）が必要でしたら、介護認定申請を行い、必要なサービスにお繋ぎください。（R1.9現在の単価です。）
28	みなしで利用されていた方は専門的なサービスが必要と認められるケース内容で、無くなった「4項目以上該当するもの」に該当して介護予防相当サービスを利用していたケースに関しては、再度別のものに該当させ介護予防相当サービスを利用する場合はプラン変更が必要なのか？	モニタリングにおいて、身体介護が必要であれば、プランの変更をしてください。
29	保護課や福祉課障害福祉担当への提出書類について ⇒マネジメントAもBも同じ対応でいいのか？	6と同様。
30	要介護から要支援になった際に要介護の時に生活支援で利用されていた利用者が、相当サービスを利用できていたが、継続されるのか？	2と同様。

No.	質問	回答
31	老計第10号について ⇒介護予防相当サービスが利用できる幅が増えたという解釈でいいのか？	これまでと変更はありません。
32	現在、市外（荒尾）の介護予防相当サービスを利用中の方は身体介護が必要な場合でも市内サービスへ移行しなければならないのでしょうか？	身体介護が必要であれば、サービスは継続となります。
33	介護予防ケアマネジメントA・Bという区別がなくなるという解釈でよいのか。	今後もケアマネジメントA・Bはあります。 （基準緩和型サービスのみのプランである場合はケアマネジメントBとなるのは変わりません。）
34	サービス事業所に基準緩和型の対象者を受けてもらえない場合はどこに相談すればよいのか。	ケアマネからの相談については、社会資源の活用も考えられるので各地域包括支援センターへ相談ください。
35	基準緩和型サービスのみの利用者に関しては、地域包括支援センターでのマネジメントに統一したらよいのではないか。	地域包括支援センターは総合事業のケアマネジメント以外の業務も多岐多様にわたることから、今後も居宅介護支援事業所のご協力をお願いいたします。
36	予防プランと介護予防相当サービスを利用中の方で介護予防相当サービスを基準緩和型サービスに変更する場合 ○プラン変更 ○サービス担当者会議 は必要か？	3か月の移行期間中はサービス担当者会議は不要としていますが、プランの変更は必要です。
37	平成28年10月以降に、介護予防相当サービスを利用開始し今回の見直しの対象ではないため、そのまま利用していくことになるが、この場合もどこかの時点で評価・判断が必要か？	プランの見直し時に判断することとなります。

No.	質問	回答
38	身体介護（入浴介助）のサービスで、お湯をためている間に自室の掃除（10分程度）を行っているが今後も可能か？	可能です。
39	利用者と一緒に調理を行っている場合、身体介護となるのか？	自立支援・重度化防止にあたる場合は、老計第10号の1-6に該当し身体介護となります。その場合は、プランに自立支援・重度化防止の取り組み内容を記載してください。
40	基準緩和型サービスへ移行することに強く拒否された場合どのように対応したらよいのか？	自立支援についての説明をご本人に行っていただき、そのうえでご本人が納得されない場合は地域包括支援センターまたは市へご相談ください。
41	介護予防相当サービスを生活援助で週2回利用していて何とか生活が成り立っている方が基準緩和型になった場合週1回だけでは難しい。経済的にも余裕がなく自費サービスも利用が難しい場合どのような対応支援すればいいか？	基準緩和型サービスや地域の資源にお繋ぎいただき、できるだけ本人の能力を活用した支援に努めていただき、自立した生活を継続できるよう助言等をお願いします。
42	現在、市外の住宅型老人ホームに入所の方が、介護予防相当サービスを利用している。モニタリングで基準緩和型へ移行となった場合、市内の事業所しか利用できないのか？それともその市外の事業所も利用出来るのか？	市外の住宅型老人ホームに入居中とのことであるため、住所地特例の該当であるかと推察されますが、この場合の総合事業はその市外の市町村の内容での利用となるため、今回の対象者ではありません。
43	10月以降のモニタリングの結果、介護予防相当サービスの継続と判断した場合、改めてプラン作成が必要か？	これまでのモニタリングと同じ取扱いです。
44	追加 ↓ プランのどこに相当サービスの必要性を書けばよいのか？	どの項目に書かなければならないという指定はしませんが、『課題に対する具体策の目標と提案』が表記しやすいのではないかと考えます。

No.	質問	回答
45	今回改正にかかるプラン変更に伴う担当者会議は省略可とのことですが、その際の評価は必要でしょうか。	利用者本人の状態が変化したり、サービスを増やすのであれば、今回においては評価を不要とします。
46	サービス利用の部分で必要に応じて、基準情報や介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）等の書類を作成とありますが、この必要に応じてとは具体的に教えてください。	利用者象に合わせて、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）等の書類の作成が必要だとケアマネジャーが判断される際には、作成をお願いします。
47	例1：認知症機能に問題なく、膝痛が主の原因で、基準緩型デイサービス利用者の基本情報とサービス利用票（兼介護予防サービス計画）を作成し、サービス利用開始。サービス利用票（兼介護予防サービス利用票）に目標を記載して、利用者・デイサービス事業所と目標の共有を行った。とあるが、サービス利用票（兼介護予防サービス計画）のどの部分に目標を記載するのか。又、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）は必要ないのか。	あくまでも例ですが、余白等を活用してください。ケアマネジメント B に限り介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）は、サービス利用票（兼 介護予防サービス計画書）に利用者本人の同意の署名か捺印があればサービス利用を可とします。
48	マネジメントBの流れがよく分からない。 ⇒何を作成、提出して何をしなければいけないのかよく分からない。明確にしてほしい。 ⇒流れのモニタリング・評価の内容もよくわからない。	ケアマネジメントの流れは変わりなく、今回、提出書類を簡略化しました。お示したフロー図をご参照ください。
49	サービス利用票のどの欄に目標を記載するのか、手書きでよいのか。	手書きでもかまいません。ケアマネジャー様にお任せします。
50	1年毎の評価の提出も不要なのか。	ケアマネジメント B においては、チェックリストと利用票のみの提出となりますが、評価については行ってください。

No.	質問	回答
51	事業対象者のチェックリストについて、10月以降のモニタリング時に改めて行う必要があるのか？ また、包括支援センターへ提出する必要があるのか？	チェックリストを行うタイミングは、今までと変わりありません。
52	各包括で解釈の違いを強く感じる人が多い（包括ごとに言われることが違う）統一できないか？	統一するよう、努めていきます。
53	今回の見直しで、老計10号1-6に沿って身体介護が必要なために相当サービスを利用することとなった。 プランは、評価及び新プランの作成が必要か。それとも計画期間内であれば追記や支援経過への記載でよいのか。 その場合、サービスの回数の変更はないが内容の変更となるため、サービス担当者会議の開催は必要か。	計画期間内であれば、追記及び支援経過への記載をお願いします。また、サービス内容の変更であれば、サービス担当者会議の開催をお願いします。
54	事業対象者の今後の評価の際に行う「チェックリスト」の提出は、しなくてもよいのか。	これまでどおり1年ごとの提出をお願いします。
55	今回見直しの移行期間（10月～12月）中に、これまで相当サービスのデイサービスとヘルパーだったものをヘルパーだけ基準緩和型へ変更した場合に、サービス担当者会議の開催は必要でしょうか。	ケアマネジメントAなので、従来どおりの対応をお願いします。